

各教育・保育給付認定保護者の皆様

友愛幼稚園 園長 藤田 房二

令和 5 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 5 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額」となります。月額の公定価格については、下記のとおりです。

(1 号認定)

	満 3 歳児 (2 歳児)	3 歳児	4 ・ 5 歳児
公定価格	124,060～196,810	126,980～143,780	110,160～126,960

※年度途中で誕生日を迎えた場合でも、令和 5 年 4 月 2 日時点での年齢欄の額となります。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 5 年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、保護者の皆様の追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）